

令和3年度『住んでよし しずおか木の家推進事業』のご案内

「しずおか優良木材」等の品質の確かな県産材製品を使って、住宅を新築・増改築、リフォームする施主に補助します。

令和3年度から住宅リフォーム
の補助額を拡充

1 申請内容

- (1) 申請期間：令和3年4月1日（木）～令和4年2月22日（火）
- (2) 補助額（1棟当たり）

区分	新築・増改築				リフォーム ※仕上材の使用面積			
	しずおか優良木材等 使用量・使用面積	2～10m ³ 未満	10～15m ³ 未満	15～20m ³ 未満	20m ³ 以上	10～20m ² 未満	20～30m ² 未満	30～40m ² 未満
補助額	6万円	13万円	21万円	30万円	3万円	7万円	10万円	14万円

- (3) 見込棟数：1, 2 3 0棟程度（予算の範囲内において先着順）

2 申請条件

次の条件をすべて満たす場合に申請することができます。

〔共通の条件〕

- (1) 自らが居住するために、県内において、木造住宅を新築・増改築または住宅をリフォームすること。
- (2) 施工者の事業所または営業所が県内にあること。
- (3) 設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。
- (4) アンケートや住宅見学会開催に協力できること。
- (5) 施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度によって産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。

〔新築・増改築〕使用する木材のうち、**50%以上** ※¹ が **しずおか優良木材等** ※² であること。

<p>※¹ 〔算定方法〕 しずおか優良木材等の使用量（単位：m³）を、延床面積（単位：m²）に0.2m³/m²を乗じた数値で除した数値が、0.5（50%）以上であること。</p> <p>例）延床面積 100m²の場合 ○100m²×0.2m³/m²=20m³（木材総使用量） ○しずおか優良木材等使用量 15m³ ÷ 20m³=0.75 > 0.5（50%）</p>
<p>※² 〔しずおか優良木材等とは〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しずおか優良木材認証審査会が認定した工場が生産した品質、含水率、強度等の検査に合格した製品（同会が個別に認証した製品を含む。） ・静岡県JAS・JIS製品（静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ合法性を証明された木材を使用したJAS・JIS製品）

〔リフォーム〕仕上材 ※¹ にしずおか優良木材等を **10m²以上** ※² 使用すること。

<p>※¹ 〔仕上材とは〕 壁、床、天井などの板張り等の仕上材のこと。（下地材、カウンターや棚などの家具は対象外）</p>
<p>※² 〔算定方法〕 施工面積（単位：m²）に、静岡県産材率を乗じた数値が10m²以上あること。</p> <p>例）県産材率60%のJAS合板をフローリング台板に使用してフローリングを22m²施工した場合 ○22m²×60%=13.2m²（しずおか優良木材等の使用面積） 県産材率100%の場合 ○22m²×100%=22m²（しずおか優良木材等の使用面積）</p>

3 申請方法

静岡県森林組合連合会に、下表の書類を郵送または直接持参してください。

- 申請期限〔新築・増改築〕上棟予定日の2週間前まで ※〔建売住宅〕購入後1ヶ月以内
〔リフォーム〕補助対象工事着工予定日の2週間前まで

※ 令和3年4月1日から4月30日までに上棟を予定している場合や、リフォーム工事の補助対象分を着手する場合は、令和3年4月16日までに申請してください。

※ 申請から支払いまでの流れはパンフレットをご参照ください。

提出書類	新築・増改築	リフォーム
① 交付申請書（様式4号、6号）	○	○
② 木びろい表（様式16号、17号）	○	○
③ 現地案内図	○	○
④ 平面図	○	○
⑤ 建築確認済証（写）	○	
⑥ 工事請負契約書（写）		○

※ 建売住宅の場合は、補助金交付申請書（様式5号）に、しずおか木の家証明書（写）（様式第3号）、売買契約書（写）、写真（全景）、請求書（様式第13号）が必要です。

※ 個別に製品を認証する場合には、しずおか優良木材製品認証申請書（様式第7号）、しずおか優良木材製品品質管理票（様式第8号）が必要です。

4 実績報告

しずおか優良木材等を使った部分の施工完了日から10日以内（最終日は令和4年3月15日）

※ しずおか優良木材等を使った部分の施工が令和4年3月8日までに完了していること。

提出書類	新築・増改築	リフォーム
① 実績報告書（様式第11号）	○	○
② しずおか優良木材製品出荷証明書（様式10号）	○	○
③ 県産材販売管理票（写）	○	○
④ 現場写真（施工前・施工中・施工完了）	○	○
⑤ 請求書（様式第13号）	○	○
⑥ 領収書（写）※工事内訳を具体的に記載		○

5 他事業との併用

- ・ 国、市町、団体などの補助事業との併用に制限はありません。
- ・ 県の「しずおか木使い施設推進事業」との併用はできません。
- ・ 県の「テレワーク対応リフォーム補助事業」の「しずおか優良木材等補助加算」との併用はできません。なお、その他の事業との併用について、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

6 申込・問合せ

【申込・問合せ】○ 静岡県森林組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

【TEL】054-253-0195 【E-mail】s-wood@s-kenmori.net

【問合せ】○静岡県林業振興課【TEL】054-221-2691 【E-mail】rinshin@pref.shizuoka.lg.jp